

諏訪南清掃センター及び諏訪南灰溶融施設に関する特別委員会会議録

1 日時 平成19年8月22日(水曜日) 開会 午後 1時50分  
閉会 午後 5時08分

2 場所 全員協議会室

3 出席者

出席委員(10名)

委員	長	小 平	吉 保	副委員	長	工藤 千代子
委員		矢 崎	利 和	委員	員	望 月 克 治
委員		両 角	光 子	委員	員	小 林 市 子
委員		菊 池	敏 郎	委員	員	矢 島 昌 彦
委員		中 山	孝 (副議長)	委員	員	堀 晃 (議長)

参考人として出席した者

富士見町休戸区長	大 橋 利 彦
富士見町花場区長	松 本 勝 春
山梨県北杜市大武川区長	名 取 洋 輔

説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	柳 平 千 代 一	副 組 合 長	矢 嶋 民 雄
茅 野 市 長		富 士 見 町 長	
副 組 合 長	清 水 澄	副 組 合 長	立 石 良 忠
原 村 長		茅 野 市 副 市 長	
会計管理者茅野	矢 島 重 宣	富 士 見 町	三 井 恵 一
市会計管理者		建 設 課 長	
原 村	日 達 章	富 士 見 町	小 池 正 俊
建設水道課長		生 活 環 境 係 長	
諏訪南清掃	平 出 光	茅 野 市	伊 東 松 英
センター次長		生 活 環 境 課 長	
諏訪南清掃	伊 東 英 郷		
センター係長			

事務局出席職員氏名

事務局 長	宮 坂 耕 一	議会事務局 長	中 村 文 人
事務局 次 長	上 原 実	静香苑場長補佐	矢 崎 俊 作
静香苑場 長		事務局 員	大 蔵 健 司
議会事務局 員	太 田 茂 美 議 会		

#### 4 会議に付した事項

(1)議案第6号 平成19年度諏訪南行政事務組合灰溶融事業特別会計補正予算(第1号)について

#### 5 審議の概要

(1)議案第6号 平成19年度諏訪南行政事務組合灰溶融事業特別会計補正予算(第1号)について

小平委員長それでは、平成19年度諏訪南行政事務組合灰溶融事業特別会計予算補正予算(第1号)についての特別委員会を開催いたします。

会議を始める前にお諮りいたします。

報道より取材、撮影の申し出がありますのでこれを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小平委員長異議なし、報道の入場を許可いたします。

(報道入場)

小平委員長これより会議を開きます。

前回に引き続いて継続審査となっております、議案第6号、平成19年度諏訪南行政事務組合灰溶融事業特別会計補正予算(第1号)を、議題といたします。

さきの特別委員会において既決されました、本委員会付託案件の審査に伴う参考人の補助者と一般傍聴についてお諮りをいたします。

まず、参考人の補助者についてと一般傍聴について、各区から報告がありましたので、事務局より配付させます。

(事務局配付)

小平委員長それでは、事務局より説明をお願いいたします。

上原事務局次長参考人・一般傍聴について。

##### 1. 参考人補助者について

地区、区の役職、氏名、住所

休戸区、補助者についてはなし

花場区、花場区主事。この方は次年度区長さんになります。[ ]さん、富士見町富士見[ ]番地。

同じく花場区、花場区区会議員[ ]さん。富士見町富士見[ ]。

大武川区、大武川区区長代理[ ]さん。山梨県北杜市白州町大武川[ ]の3名でございましたが、急遽欠席が出ました。花場区の[ ]さんは、ただいま欠席ということで連絡がございましたので、この2名になりますのでお願いをいたします。

2として、一般傍聴について。

3区とも傍聴することに異議はないということでございます、

以上でございます。

○小平委員長　ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

各区より報告のありました区関係者を、参考人補助者として出席いたすことに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小平委員長　御異議ないものと認め、決定いたします。

続きまして、一般傍聴についてお諮りをいたします。

さきの特別委員会において、各区の意向を尊重すべきと意見がございました。このたび出席要請に伴い、一般傍聴者の出席の可否をお尋ねいたしましたところ、各区において一般傍聴の出席については、了とするという御意見をちょうだいしています。

一般傍聴について、区の意見を尊重し許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小平委員長　それでは、一般傍聴の入場を許可します。傍聴者を入場させてください。

〔傍聴者入場〕

小平委員長　それでは、付託された案件の審査に入ります。

灰溶融施設の建設予定地の地元及び近隣区からの意見を聞いてほしいとの要望をいただいております。

それでは、初めに参考人としてまず富士見町休戸区区長さん、花場区区長さんの御出席をいただき御意見をお聞きしたいと思います。

参考人・補助者を入場させてください。

（参考人・補助者入場）

小平委員長　それでは、この際参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまことにありがとうございます。委員会を代表し厚くお礼を申し上げるところであります。忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いをいたします。

なお、参考人に念のため申し上げますが、参考人が委員に対し質疑することはできないことになっておりますのでお願いをいたします。

また、補助者の皆さんへ、発言は参考人に限られておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

発言の順序　は、休戸区区長さん、花場区区長さんの順です。

それで意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑にお答えくださるようお願いを申し上げます。

区長さんの御意見を述べられる時間は合わせて15分、委員からの質疑は20分と考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、参考人、委員とも御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、休戸区区長さん、御意見の御発言をお願いいたします。

0  休戸区区長 特別委員会の審議に当たって、私たち関係地元の意見を述べさせていただく機会をお願いしたことに対して、その設定をいただき大変ありがとうございます。

さて、議員の皆さんの大多数は、新たに就任された方たちですけれども、今日までのこの事務の進展状況については、所属構成自治体の議員として熟知されておられることでしょうから、一般論的なことは極力避け、重点的な事項を中心に意見を述べさせていただきます。

前提事項として二つまずあります。

1の1ですけれども、平成16年2月末に、諏訪南行政事務組合、以下諏訪南といいますけれども、と南諏衛生施設組合、以下南衛ですね、に休戸区、花場区が提出した、灰溶融炉建設に伴う同意についての文書開示を請求された方に、非開示としたことで議員の質問に対する回答は、当局と私たち区との約束で、区からの申し出で開示できないというふうな趣旨の答弁があるやに聞きました。

私たちは、当該文書の開示に関して、何も意思表示をいたしておりません。この答弁が正しければ議員の質問に虚偽の答弁をしたと私たちは思います。

次に、2の二つ目のここで五つほど項目があるんですが、一つは平成19年1月15日、ことしの正月の後ですか、同意書が建設に当たって白紙委任したものではなく、それまでの間の行政事務を進める上で、住民としての最低限の受忍義務を果たしたものであることを述べ、その撤回を南衛組合長である富士見町町長に通告いたしました。

その二つ目ですけれども、撤回申し出の文書をその場で受理くださらなかったのですが、趣旨は組合長にお伝えいただくよう申し入れました。あわせて内容証明郵便で翌々日、1月17日ですね、発送いたしました。(預っていただいて、理事者間での協議をしていただきたかったのですが、受け取ってくださらなかった大きな理由の一つには、区長がかかわったら前任者の決定をくつがえすようなことでは、区運営上心配であるという首長としての判断)この同意書は、私たちは焼却炉の解体作業の実施や環境アセスメント実施で、一定の役割を終えたもので、発行時にさかのぼっての撤回ではなく、区内で協議手続の上決定したものです。区内での禍根を残すようなものではありません。

2の三つ目ですか、それらに対して、1月31日付で、撤回を認められない旨の内容郵便物が南諏から送られてきました。

四つ目、この撤回を認められないという通知に対して、私たち区住民が再度撤回を言わなかったことをもって、理事者が撤回を認めないことが認められたと判断されるかに漏れ聞こえてきております。最後に言った者が勝ちと言っていることになります。行政との対話、交渉の過程で、この言い分は有効なものではありません。

5番目が、同意書の撤回の件ですか、諏訪南として受領していないとの発言も漏れ聞こえてきました。私たち住民が直接選挙で選任できない執行権者、言いかえれば富士見町の

町民としてリコール権を発動できない方に対して、その撤回の意思を伝えるということではなく、組合を構成している自治体の南衛の組合長である富士見町町長に提出し、諏訪南にもその旨伝えることを求めたものです。口頭では伝えられたと認識しております。

そういう前提があるということの上で本論に入っております。

本件の一般ごみ処理は、地方自治体の事務であることはお互い共通認識として、全くそのとおりで疑義はないと思います。もちろん法的にそういう前提でありますのでね。

そこでまず一つ目、住民がとるべき基本的な態度について私たちはどう考えているかを述べます。

住民は、基本的には自治事務については、受忍義務を負っていますので、その責務を果たす住民でありたいと私たち区民は心しております。行政は、住民が受忍義務を果たすためには、住民の理解が得られる準備と説明が、事案によっては議会で議決する以前の課題として大変大切なことではないでしょうか。そのとき端的な言い方をすれば、遠くなのでもあいまいや、自分のところでないからいいや、また近くだから嫌だといった賛成、反対論が起こるような事務事案は、一般的に迷惑施設と言えます。つまり迷惑施設とは、さまざまな問題が複合的に絡み合った一連の施設を指していると理解しております。いわゆる周辺の地価が下がるだとか、騒音がするだとか、においがするだとかいろんな要素があるでしょうね。要望としては、大変迷惑施設というのは、あいまいな状態のまま社会的に使われているのが現状であろうかと思えます。

灰溶融化は、ごみ処理の一部として一般に政策的に選択に余地のある事務に該当すると理解します。いわゆるごみ処理の中で、灰溶融は絶対的な必要要件ではないということですね。選択できる要因の一つだということです。そこに政策的な選択の余地というふうに理解します。

ごみ処理施設や最終処分場などの一連のものは、公共性が高く技術依存度が高い、言いかえればコストがかかる事務事案ですから、行政は説明責任が当然求められているわけです。

2番目、現在行政と住民の間で共通していることはなんなのかということを考えてみました。政策系の事務ですから、技術論やコストなどで間違っている、不要だ、不要だ、あるいは高い、いやそうでない、間違っていない、進めるべきだ、適切な値段だといった意見はそれぞれあり、ときには平行線になります。しかし、多少の認識の違いはあっても、次の点では全く行政と住民の間は共通しているのではないのでしょうか。それは、一抹の不安、心配な点はまだ残っているという点です。

それでは、三つ目にその不安を解消する取り組みを、灰溶融の前にやるべきことで解決できないかと。

一つは、分別収集の徹底です。得られるものは皆さん御承知のとおり、循環型社会への対応、あるいは焼却施設の負担軽減による延命、税の有効な使い方、これらの効果があるかと思えます。

それから、二つ目としては最終処分場の増設。これはいずれにしてもさらに必要だと私たちは認識しています。というのは、まず一つは、灰溶融を実施しても、その中でできたスラグの在庫の滞貨、あるいは残漬の処分場がやはり必要であるということ。

二つ目が、過去の埋め立て灰の掘り起こし、その溶融化の技術を未完成からくる非常に効率の悪い灰の溶融のやり方の問題。

それから、三つ目が茅野市の現在使われています最終処分場、もういっぱいになったかに聞いているんですが、将来課題か現状放置でいいだろうか。改修の必要性が論議されてくる時間は、もう目の前に来ているんじゃないだろうか。そのことを考えたときに、この3市町村における最終処分場の増設ということは、どうしても必要な避けられないことだろうと認識いたしております。

次に、四つ目がメーカー、あるいはその設備を建設する事業をめぐる不安の問題があります。この中の一つとしては、関係事業者の談合、あるいは違法行為の多発、逮捕もされていますね。技術的な課題では、建設後の負担増など、諸般の事情から灰溶融事業からの撤退が、大手企業を中心に進行してきている。この問題があります。

それから、二つ目が国の方針と地方の自治体の乖離の問題があります。仮にここで灰溶融を開始したとき、その耐用年数と現在の焼却炉の更新期間の間にずれがあります。同時に両方ともだめになるということはちょっと考えられない。今後の政府の方針自体の非常にあいまいさ。身近な例としては、この諏訪広域連合の6市町村でごみ処理を一本化するということのとんざを見ていただければよく御理解いただけるかと思います。

それから、二つ目の5番目ですか、最終処分場建設で時間をかせぐ必要があるのじゃないでしょうかということです。

以上の事柄からいっても、また費用負担の件からいっても、まず最終処分場を新設することで、灰溶融化を数年先送りする必要があると。

二つ目が、数年先の技術開発が進展する中で改めて検討するとして、現時点ではこの事務を見直していただきたい。これが私たちの結論です。

最後に、再三にわたる休戸区、花場区でのこれが最後と云う事業拡大、し尿処理、焼却場、最終処分場、粗大ごみの処理場等々、いつもこれが最後ですと云ったにもかかわらず、再三提起されてきたという、これにはいささか抵抗を感じます。

迷惑施設の立地に関しては、負担の公平な配分を無視しては成り立ちません。行政において、私たち住民としての受忍義務が果たせるような提案を求めます。

灰溶融化先がありきとしないよう願ってやまないものです。

以上、御意見申し上げたいと思います。

小平委員長　ありがとうございました。

それでは、続いて花場区区長さん、御発言をお願いいたします。

□花場区長　花場区といたしましては、□区長のただいまの意見とほぼ同じです。それで私としてはちょっと灰溶融炉の技術的な問題についてちょっと触れてみたいと思う

んですが、現在灰溶融炉業者の撤退が大手企業を中心に進んでいるという話がありましたが、技術開発のおくれが心配しております。

それで、今までの灰溶融炉施設の内容を見ますと、あらゆる業界から参入していることがわかりまして、製鉄関係、製造、重電、機械など、それはいいのですが、その方式がいろいろ多岐にわたる。プラズマ式、コークスベッド式とか、その他いろいろキルン式などにわたっております。山に例えれば、各企業があらゆる方向から頂上を目指している状態です。そして、トラブルも事故も多岐にわたっております。こういう状態は、技術がまだ未確立という印象を与えます。

また、一部の専門家が指摘している重金属の飛散問題ですが、今まで通常ごみの焼却で800度Cくらいですけれども、1、200度C以上の高温下では、かなりの金属のヒューム、蒸気が飛散する。それで水銀、カドニウム、その他もろもろありますけれども、それに対する対策がこの灰溶融炉というのはほとんどなされていない。もちろん大気汚染や土壤汚染の法規制が比較的緩いのが問題だと考えております。したがって、灰溶融炉に対して不安がいっぱいでございます。現時点では賛成できかねるところなんです。ただ当面大橋区長の言われた、最終処分場の増設とか、それから最近ごみプラの分別とか、ごみ分別減量化などで当面对応してもらいたい。そして技術が確立してから、どこにつくるにせよ新技術のもとで検討してもらいたいと思っております。

以上です。

小平委員長 ありがとうございます。

ただいま各区長さんからの御意見をいただきました。

ここで、委員からの質疑の時間をとります。

時間の都合がありますので、あらかじめお諮りいたします。

質疑をされる委員の方は、挙手、していただけますか。望月委員、菊池委員、それから中山委員、それから両角委員、高橋委員、堀委員、矢島委員。

もう1度確認しますね。望月委員、中山委員、両角委員、菊池委員、矢島委員、中山委員、堀委員、エンジェル委員。

それでは多数おりますので、各委員の質疑の持ち時間、指名の順序は委員長に一任させていただきます。よろしいでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

小平委員長 なお、持ち時間を過ぎた場合には、途中でも打ち切りしますので御了承をいただきたいと思えます。

それでは、まず望月委員の方から質疑をお願いいたします。

望月委員 灰溶融炉のことでなく、まず最終処分場のことをお聞きしたいんですけれども、休戸区にあるところですね今富士見の。焼却灰を入れて覆土をして、何年に1回とかそういう間隔で覆土をしてまた灰を入れてと、そういう飛散しないような処置をとるということを、約束して最終処分場として使うという話がなされているということをやっと聞いて

ているんですが、この間こちらで西沢所長からお話を聞いたところでは、覆土は一切してないので土は入っていませんという言い方だったんですね。確かに現地視察に行ったときも、いっばいに近いので覆土をしているとそれだけ容量が減ってしまうから、覆土はしていませんということで、その前に約束していたことと違う状況になっているんじゃないかなと思うんですか、そういうところは休戸区の区としては、御存じなんでしょうか。

□休戸区長 現実にはチェックは全くしておりません。それと同時にあそこで最終処分場で灰を入れているということで、実際問題として灰が飛んできたというようなことも、生活上感じたこともありませんので、そういう意味では行政に対する信頼を前提にして生活はしております。

望月委員 最初に処分場として貸すときに、そういった約束事のようなものは交わされてはいない。

□休戸区長 どうでしょうね。細かい引き継ぎは毎年毎年区内で確認し合っていませんから、特別の問題が出てきたときには話題になるでしょうけれども、そうでなくごく平和にいつているときには、あえて重箱のすみはつついていなかったというふうに理解していただいたらいいと思いますね。

住民というのは、それほどおおらかだということに理解していただきたいと思います。

小平委員長 質疑を始める前に、ちょっと私全部で7名でしたので、持ち時間は一応3分という形の中でお願いしたいと思います。

それでは、続きまして両角委員。

両角委員 今御発言いただきまして、灰溶融施設でなくて最終処分場を、そこ数年間くらい、最終処分場をつくるということでもって、焼却場の方との歩調を合わせようというような意味にとられたんですけれども、そういうふうにとっていいでしょうかね、現在茅野市で燃やしている。3市町村が一緒に燃やしている処分場のところまで持って行って、またその後を考えるとというような、私はそういうようにとれたんですけれども、そういうふうなことではなくて、あくまでも最終処分場一本で将来的にもやっていくということですかね。そのところをちょっとお二人に確認をお願いしたいと思います。

□休戸区長 少し時間をかせいで、安全なものが出てきた時点で再検討したらいいじゃないですかという私たちの、そのためにはその確認する時間のためには、最終処分場をやっぱり増設しておかないとできないでしょうと、こういうところですよ。それが茅野の焼却場が稼働できなくなる時間との絡みまで計算するかどうかについては、またそれは最終処分場をつくらうと、それも検討しようというところで御検討いただいたらいいことではないでしょうかね。やはりがんじ絡めにした形での細かい細目にわたっての計画を、私は提案するつもりはありません。

両角委員。花場さんも同じことですか。

そうして今お話を伺いまして、最終処分場の建設がそうやって、灰溶融施設を一時つくらなっておけば、必要だということになって、それでお話の中にやはり迷惑施設は分散し

てというのは、これはどこでも、だれでも迷惑施設というのは欲しくはないわけですね、でもどうしても幾ら、もちろんごみの減量は当然のことですけれども、ゼロということは考えられませんので、必ずごみは出てくるわけですね。その迷惑施設を分散するということは、基本の考えだと思えますけれども、今のお考えの中で灰溶融施設をつくらないでほしいということと同時に、最終処分場の建設が必要というときに、最終処分場を新たに建設ということで、どこをお考えになっているのでしょうか。

□ 休戸区長 それについては、つくるかつくらないか、つくる方向なればそれは理事者が考えることだと思いますね。私たちがあえてどこにつくりなさいということは、申し上げるつもりはありません。

両角委員 でもやっぱり分散という方向で考えてはいただけるということですね。

□ 休戸区長 私たちのところでは、嫌だということだけははっきりしています。

両角委員 いいです。

小平委員長 それでは、続きまして菊池委員。

菊池委員 端的にお願いします。

先ほど富士見の町長さんとの文書のやりとりのお話がありましたけれども、諏訪南の行政組合、要するに組合長にも出してありますよね、文書ね。その後の対応というのは、諏訪南の組合の方から皆さんの方へ何か御連絡はあったのでしょうか。

□ 休戸区長 新たに私たちにお話ができない事故があったときには、前向きにいつでも話したいので、ちゃんと話を聞く場所をつくってくださいという話は、1月15日自体でも確認できて、それ以後、特別な進展はまだないという状態というふうに私たちも認識していました。

それで、この前特別委員会の皆さんにお願いしたことで、それで決められたのがここへ来て意見を述べる前に、理事者でもう1回会ってこいと言われたのでというふうなことで、会いたいということで来たんですね。じゃ会うときには特別に変わったことがあってから会うという約束だったけれども、何かありますかと、いや、別にないけれどもということで、ないけれども議会がそういうんだったら、じゃ会いましょうという形でこの間、今までの話を繰り返しお聞きしました。

ただ一つ、そのときに質問したのは、3年ぐらい前の同意書が、私たちの意思で開示をしてもらったら困ることなので開示しないということをしたということは事実ですかということに関して、事実だということで、なぜ言ったのかと、私たちに対する配慮だと、虚偽のことは私たちに対する配慮じゃなくて、何か裏取り引きがまだあるんじゃないかということ、疑義を多くの市民の皆さん方に提供したに過ぎないということで、二度とそういうような疑義は、間違った発言はしないでいただきたいということだけは、新たな項目としてそのときにお話はしてあります。

菊池委員 そうするともう1点だけ、諏訪南の組合長さんにも同じ文書を出してありますよね、撤回するという。その以後は組合長さんからは、その1月に行き会ったこと以外で、

文書で例えば崩回文書を受け入れないとか、そういう話は一切ないというふうに……

□休戸区長 一切ないです。

菊池委員 はい、わかりました。

○□休戸区長 諏訪南からは一応、私たちが南衛の方へ送った内容証明の写しを、こうにして出してありますので届いてないという意味だからお届けしておきますと、私たちの意思ですということでお伝えしました。それに対してそれは拒否するというふうな、拒絶するというふうな意味での、とか受け入れしましたとかいうことを含めて、どちらも一切何の返事ありません。

○小平委員長 では、続きまして矢島委員。

○矢島委員 お願いします。

17年に事業が始まったんですね。多分同意されているからあそこから、いわゆる前の焼却炉がなくなっていったと思うんですけども、皆さんその時点では溶融施設は必要だろうというふうに多分思ったんじゃないかと思うですか、やっぱり今一番問題になっているのは、どうも安全面の確認ができていないという1点のようなんですけども、その場面がクリアされていけば、住民の合意は得られるというふうにお思いでしょうか。

○□休戸区長 もちろんでしょうね。安全だという。

それと同時に、万一の場合に、それに対応できるだけの財政力をもった事業者を相手にしてやるということも含めまして、それが今どうもやばいから、後のことを考えるとさわらぬ神にたたりなしということで、どうも撤退していったというように、大手は考えられます。談合から抜け切れないような取り引き関係ということも含めまして、安全であれば私たちは……

○矢島委員 入札に関しての総合評価方式というんですか、だから安いところばかりに行くわけじゃなくて、やっぱり施設として大事な部分は抑えながらというふうな、また多分説明を受けていると思うんですけども、安全の確保ができればということですね。わかりました。

○小平委員長 よろしいですか。

それでは続きまして中山委員。

○中山委員 御苦労さまです。

それぞれの委員の方から質問がありましたので、私は地元区として平成15年3月2日に同意書を提出したという経過があります。その時点におきましては説明を受けた中で、反対意見がなかったのかどうかということと、その時点で3市町村の議会では、灰溶融施設を建設するについての、それぞれの予算が可決をされて今きております。そういうことを踏まえれば地元区の了解が得る中で、事業が進捗している、進んでいると現在は。そういう状況にあると思いますけれども、先ほども出ましたか、安全が担保されれば受忍義務がありというような大橋区長さんのお話がありましたけれども、協力していただけるのかどうかを質問いたします。

□休戸区長 同意書の文書をごらんになっています。たった2行で白紙委任と同じような文書で、最終的に土木工事まで全部やってもいいというふうなもし同意書で、私はそれが通るものなら、今後役所との関係の同意に文書をつくるに当たっては、弁護士を雇ってでも1字1句精査をして同意書をつくるようなことを私たち住民やらないと、安心した生活はできません。

いわゆる白紙委任のような、包括委任もいいところで、あの時点での同意書というのは、少なくとも一般ごみの処理に関しても、県知事がいろんな認可を行うときに、地元の同意書が必須条件になっています。だから補助金をもらうための事務的な段取りをして、補助金が1円も来ない場合には恐らく事務もあきらめるでしょう。提案することもやめるでしょう。そんなことを考えたときに、デスクワークとしての仕事にまで住民として反対する理由はないと、そういう意味で一定期間の事務を進めることに対する同意ということ有効なものだ。それがこの前撤回を申し入れた時点まではそういう役割をしていたということで、それ以後いよいよだから建てると、同意書をもっているという言い方が出てきたものですから、いやこの同意書はそうではないですよということのために、一たんあの文書を取り消していただきたいという申し入れをしたわけです。

以上です。

中山委員 失礼ですけれども、□区長さんは町会議員も務められた方ですので、経過については私は申し上げます。いずれにしましても富士見町議会におきましても、大橋さんを含めまして副組合長であります矢嶋町長の方から、詳細にわたって地元のことについても説明があり、議会としても賛成をしてきた経過があります。そのことについても撤回をするというか、そういう気持ちで今もおりますか。

□休戸区長 あの時点での説明は、まだ灰溶融炉という大きな文字で書いたその部分を進めていくという段階で、より具体的なこうなるという形は、まだ目に見えてこないとき。ただ事務的にそういう準備をしていくということに対しての反対はしないということであります。

小平委員長 大変失礼ですけれども、一応時間がまいりましたので、次堀委員、お願いいたします。

堀委員 今ちょっとお話を出されてきましたので、重複するかもしれませんが、やはり私がやっぱり一番心配しているのは、地元の同意を得られないまま事業を進めることは、非常に難しいだろうというような思いを持っている者の一人であります。

先日理事者がお話をお伺いしてきたときの報告を聞きますと、同意書の撤回のことについては何も触れられていないから、このことは既におさまっておるというようなことと、それからいろいろな動きがあるごとに地元の皆さんと協議をするというようなお話が出てまいりました。ということは、同意書の撤回とは若干趣が違うなど、矛盾しているんじゃないかなと思ったわけですか、その点はいかかでしょうか。

□休戸区長 同意書を撤回したことを撤回するということを申し上げたことは1度もあ

りません。

同意書を撤回したいという意思を伝えたことを、それを撤回するというのをね。もとへ返すということについては、何ら申し上げたことはありません。

話をしていることをもって、撤回したんじゃないかという受けとめ方をすれば、じゃ今後一切話をすることをやめるということもどうでしょうね。行政との間で住民との間で、やはり必要な協議を重ねていくということは、私は大切なことだとは思っています。堀委員 はい、わかりました。

小平委員長 それでは、続きましてエンジェル委員。

エンジェル委員 ありがとうございます。

同意書のことについて、開示請求した当事者としてちょっとお伺いしたいんですが、組合がその場で話さないでくれと言ったことについて、今□さんが議員でいらっしゃる時に全協でお話になったあのことを例に挙げて、あの言葉がつまり□さんか出さないでくれと言ったことだということがあるんですが、そのことについてはどのようにお考えになりますか。

□休戸区長 私が議員だったときに、全協で住民説明会を始める前に、いよいよ住民説明会を始めたいということで、その起案の文書の一番出だしのところに、地元の同意を得ましたので、灰溶融炉建設を進めてまいりますと、一番の理由が地元の同意を得たことをもって、そうすると反対する住民の側と当面目の前の敵はだれか、地元の間人であるというふうな表現になってきます。あくまでも行政が住民にとって必要だと思うから、灰の溶融炉を建設するという書き方をすべきだと、地元の同意は前提条件として一番前へ出てきて、建設するというような文書で住民にまくなていうことは許し難いと。ということをお私議員として言ったわけで、休戸の区長として言ったわけではありません。

エンジェル委員 ありがとうございます。

それともう一つ、開示できない理由の一つとして、さらに同意書はこの文面からは読み取ることの困難な同意の意とされるところの内容を有しており、この意とするところの説明文書が休戸区長から当組合に対して提出されており、当組合は同区長の説明を了解しているものであるという理由が書いてあるんですが、このような説明文書というのは、提出されたことがあるんでしょうか。

□休戸区長 少なくとも区内に残っている文書の中に、大体役所に出す文書で、役所主導で文面全部書いてきて、あと住所、氏名、日付ぐらいの判こを押すぐらいのことで、同じものを控えとして必ず残してくれているはずですけども、何らそういう記録はなく、お話し聞いても特別なものは無いというふうに、前の区長さんもおっしゃいますので、私自身もそういう説明を受けた記憶もありません。特別に開示を拒否する旨の趣旨の文面を提出したということは、全くないと理解していただきたいです。また、開示をやめていただかないといけない理由は、何にも存在しておりません。

エンジェル委員 ありがとうございます。

小平委員長 それでは、予定時間がまいりましたので、一たん質疑を打ち切りたいというふうに思います。

以上で参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表し一言お礼を申し上げます。

休戸区区長さん、花場区区長さん、本日はお忙しい中、本委員会のために格別な御協力を賜り、貴重な意見を述べていただき、厚くお礼申し上げます。

貴重な御意見を、今後委員会の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

(参考人退席)

小平委員長 それでは、続きまして参考人として山梨県北杜市白州町大武川区長さんの御出席をいただきたいと思います。

(参考人大武川区長入場)

小平委員長 それでは、参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。御意見を述べてくださるようお願いをいたします。

なお、参考人に念のため申し上げますが、参考人が委員に対して質疑をすることはできないことになっております。

また、補助者の皆さんへ、発言は参考人に限られておりますので御了承をいただきたいと思います。

それでは、早速ですか、議事の順序等について申し上げますが、発言の順序は大武川区長さんより御意見を簡潔に述べていただきたいと思います。

お願いいたします。

意見は10分となっておりますので、10分以内をお願いをいたしたいと思います。

大武川区長 きょうは大武川集落のために意見開く機会をつくっていただき、大変ありがとうございます。私は、大武川区長のであります。よろしく申し上げます。

我々集落は、行政は山梨県でありながら、地理的には富士見町と密接につながっており、昔から教育の面でも経済的にも、また文化的にも信州の一員という特殊な事情を抱えた集落です。

こうした特殊性から、富士見町に対してはありがたさを感じると同時に、心の片隅で富士見町に対する遠慮の念を持たざるを得ないのか実情です。

この結果、富士見町のやることにはいつも自己主張を控え、一步引いてしまうのが悲しい習性になっています。

かつて30年余にわたり、ごみ焼却炉、し尿処理場、不燃物処理場、最終処分場として使用されてきた休戸の南諏衛生センターの建設のときも、我々はかやの外に置かれ何

も言えずに耐えてきました。

灰溶融炉の問題についてですが、平成16年に大武川公民館において、諏訪南行政組合による地元説明会が行われ、これには諏訪南行政組合側から西沢所長以下3名、富士見町役場から建設課から3名、富士見町町会議員の中山孝議員が出席されました。

この事務組合が用意したパンフレットは、西沢所長が読んでいかにも何の問題もないという一方的な、型通り中身に乏しい意見でございました。

その後何も進展のないまま平成18年2月に、大武川区総会においてこの灰溶融炉のことについて真剣に取り組むべく対策委員を3名選出いたしました。

当初は、大武川は基本的には反対であるが、環境保全、住民安全性の保全を保障を担保として、必要悪はやむを得ないじゃないかという認識がありました。

施設の安全性について具体的な知識が極めて乏しかった区としては、せめていざ何かあったときに補償をしてほしいというスタンスで組合側に要請し、協定書を締結を申し入れてきました。どのような内容の協定書とするべきかは、暗中模索の状態で、灰溶融炉の批判的な運動を展開している富士見、原、茅野の市民運動の人たちに、いろいろな観点から灰溶融炉について詳しい内容やその危険性について啓蒙的な話、あるいは文書、ピラ、こうした問題の専門家を講師とする講演会など、盛んに展開された我々としても、積極的に参加して知識を得ることにまいりました。

このようなタイミングで、大武川公民館において区の役員、灰溶融炉懇談会の委員、諏訪南行政事務組合との協定をめぐる協議の場が開かれたこの席上で、当区の協定書の中身に対する質問について、組合の西沢所長の答弁は、反対する人たちの感情的な反発やこれらの人々を罵倒する言葉ばかりで、誠実さも謙虚さもまるで信憑性のない言葉ばかりであった。このような態度は、我々としては非常に反発の念にかられたわけです。

事の重大さから、19年1月26日大武川に20歳以上の全区民を対象とするアンケートを実施いたしまして、91.5%の方々が反対であるということがあって、このことは南諏訪清掃センター所長あてに手渡しております。

もう一つ、予定地の休戸の地区は、地質が脆弱で山地災害を起こしやすい地形だとされているにもかかわらず、組合が詳しい説明、地質調査もせず安全だの一点張りで、地質の第一人者である信州大学、小坂共榮教授とともに有志で行った調査では、数多くの断層が見つかり活断層である可能性もわかっている。大地震が起きた場合は、灰溶融炉施設の周辺地域に大きな被害を引き起こすことが避けられないではないか。

平成19年7月に発生した中越沖地震の際は、東京電力柏崎刈羽原発の放射性物質の物質漏れの事故は記憶に新しく、この同原発は設計時の揺れを上回る地震の揺れを観測し、放射性物質を含む水を海に放出し、このようなことが起きております、実際。

予定地は最初から休戸と決まっており、第2、第3の候補地はなく、組合側はまた考えていないことがわかっています。しかし、この場所は30年にわたりごみ焼却施設、し尿処理場、不燃処理場、最終処分場として使われてきた場所であり、我々大武川からすれば、

部落に住む上で30年間にわたり黒煙を上げてきた施設がやっとなくなったと思った矢先、またこのような迷惑施設を設置されるということは、耐え難いことでございます。

この施設は、利用範囲は茅野、原村、富士見町の3市町村である。人口比率から考えれば茅野市が圧倒的であり、受益者負担の観点からいえば、茅野市内に建設すべき施設ではないかと思うんです。

もしそれが不可能であれば、真ん中の原村に候補地としてお考えになってはいかがかと思うんですか、どんなものでしょうか。

それから、現在大武川には13町歩の田んぼがあり、98%が耕作されております。この水については全部釜無川からとっておりますし数カ所からとっております。その水が万一汚染されたら集落は全滅です。水道水も対岸の山から水を集め使っています。大気汚染があれば即影響があらわれる状態です。

少子化が叫ばれており、落合小学校存続が危ぶまれておるこの折に、何でこのような迷惑施設をつくるのかわかりません。

18年6月16日、組合の招待で我々3名は、名前は省略させていただきますが、静岡市の沼上衛生工場に視察に行つてまいりました。先方の所長さんはこの施設ははっきりいってむだな施設だと明言しております。

もう一つ質問したいことは、7月12日の長野日報の記事によると、地元とは休戸、花場だけと出ている。この点はどう解釈するのか、これは組合長が申しておられるものです。8月12日公文書には、地元4区、休戸、花場、先能、大武川と明記されています。

この委員会に反対意見をどう反映させていただけるのでしょうか、ぜひ善処していただきたいと思ひまして私のあいさつとかえさせていただきます。ありがとうございました。  
小平委員長 ありがとうございます。

ただいま大武川の区長さんから御意見をいただきました。ここで、委員の方から質疑の時間をとります。時間の都合がありますけれども、あらかじめ質疑をされる委員の方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。多数おりますので、各委員の質疑の持ち時間、指名順序は、委員長に一任をさせていただきたいと思ひます。

なお、持ち時間を過ぎた場合には、途中でも切らせていただきますので御了承をいただきたいと思ひます。1人2分ということで。

それでは、両角委員の方から質疑をお願いいたします。

両角委員 きょうはどうも御苦労さまでございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、大武川の方たちのごみ、そして灰、それはどこでどういうふうになさっているのでしょうか。

大武川区長 今分別しまして龍岡の処分場で処理しております。

両角委員 今どの住民も減量に努力しているんですけれども、ごみか出ていく、その龍岡で処分している周りの人たちのお気持ちは、どういうふうに御理解していらっしゃいますか。

大武川区長 我々もその辺は理解しておりますけれども、これは何しろ行政区の範囲外のことですから、確かにそれはそれと、そこが休戸が我々のごみの施設だったら問題はこんなにならないけれども、そういうものを他人の敷地に土足で入ってきたような態度をとられたので憤慨しておるといふ次第です。

小平委員長 いいですか。

それでは、続きまして小林委員。

小林委員 きょうは御苦労さまです。

私は、今埋め立て地になっている休戸のところ、もしそれが地震とかいろいろの災害が起きたときに、逆にそのものかオーバーフローして釜無川へ入るといふことは、すごく危険なことだと思ふんですか、そういうことについてはどうでしょうか、お考えは。

大武川区長 だからそれを危険だからと、水の問題。

小林委員 水といふか、今の埋め立て地の、大雨だとか地震だとか。

大武川区長 最終処分場のことですか。

○小林委員 そうです。

○大武川区長 それは一応できてしまったものですから、それは南諏の衛生組合の方で管理してもらって、それは任せておくつもりです。

○小林委員 先ほど原発の刈羽のお話が出ましたが、あそこの原発の施設とこれから灰溶融炉の施設といふものは、ちょっと私は比べるものでは、基準といふものか全然違うので、そういうものによってもし安全生が確保されたりすれば、そういう皆さんとお話がきちんとできれば、話し合いに応じるといふことのお気持ちはあるんでしょうか。

大武川区長 だけど、それは科学的実証かなければ一応といふことです。

○小林委員 実証があればよろしいわけですね。

大武川区長 はい。

小林委員 ありがとうございます。

小平委員長 それでは、菊池委員。

菊池委員 菊池です。

区民の皆さん、隣の行政の仕事で非常に御苦労されているわけですが、皆さん方がお取りになったアンケートについて、私たちは送っていただきましたけれども、そのことは組合の側に、次長平出さんと西沢さんとお伺いしたときにお渡ししたといふわけですが、その結果アンケートについて組合側はどんなふうにおっしゃっておられたでしょうかね、これだけ区民の皆さんが困るといふものに対して。

大武川区長 その点は申しわけないんですが、ちょっと不在だったんで、もしあれでしたら後ほど回答させていただきます。

菊池委員 先ほど一番最初に富士見町との関係が深くて、なかなか富士見町でやる事業に対してはだめだよといふにくいという歴史があるといふ、お伺いしたんですか、今直接には学校とか、以前は焼却場やし尿処理場も一緒にやっていたんですが、今はどんなふうにな

っているんでしょうかね、富士見町との関係は。

□大武川区長 富士見町は、すべて富士見町におんぶに抱っこみたいな状態で、電話、新聞、テレビ、学校、就職もほとんど諏訪地域が多いですし、税金くらいしか山梨県に納めていないような状態です。

菊池委員 はい、わかりました。

小平委員長 それでは、続きまして矢島委員。

矢島委員 お願いします。

心配のものは、水の問題とかそういったことをおっしゃってしまして、この組合でもその地震に対するいわゆる、ついこの間決まったばかりですけども、断層の調査をすることで調査に入るわけですね。安全度というものが確保ということは非常に難しいですけども、先ほど両角委員が言っていましたけれども、今のままの形のいわゆる最終処分場があそこにあることと、それからあそこいわゆる溶融炉をつくって、国のいう規格よりもっといいものをつくって、いわゆる建設骨材とかそういったものを使っていくということで、またその施設に関しても総合評価方式ということで、安いばかりというんじゃないくて、すべてのものがクリアできるかどうかということでその施設をつくらうとしているんですが、その辺の安全度とかそういったものの確保ができた場合に、大武川の人たちはそれでも迷惑施設はつくってもらっては困るということでしょうか。

□大武川区長 基本的にはそうです。

情報の公開が十分にされていないんで、我々去年からほとんど情報は入ってきていないので、ネットの方々とあと新聞記事を読んだだけくらいしか情報がないもんですから、我々も頭の中で凝り固まっているようなところもあるんですがね。

矢島委員 さっきの説明の中でそういう話、諏訪南の説明の方法、話し方も相当区民の皆さんに悪い影響を与えているような話もありましたけれども、やっぱりそういう意味では説明不足というところもあったということですか。

小平委員長 大変申しわけありません、中途でありますけれども打ち切って次に進みます。

中山委員、お願いいたします。

中山委員 御苦労さま。

私も大武川区の対岸に住んでおりますし、大武川区の皆さんの顔もみんな知っておるそういう状況にありまして、区長さんとも田んぼがお隣であるというようなことで、毎日顔を見合わせているような状況にあります。そんなことで、さっき区長さんの方から、非常に遠慮がちだと、富士見町の行政については物を言えないと、遠慮がちだと言っておりますか、私たちの方からはずらん号の乗り降りのことも含めまして、富士見町の行政の一員としてできるだけ皆さん方の利便性を図るよう努力しているんですよ。物も言ってもらってもいいし、私の方へもどンドン電話も来ておりますし、そういうことで近所つき合い的な立場でありますよ。

そういうことで私はちょっと言いづらいわけですけども、私も3回くらいお隣の議員

ということで説明会にも参加をさせていただきましたが、その中でも反対者が相当おりましたけれども、過去の区長さんのお話は、総括的に申し上げれば、富士見町の行政を信頼をして、富士見町の行政として環境を含めまして情報開示を小まめにやっていただく中で、賛成をしていくという方向性をつけていただいたと、方向性を持ってもらったと、区民がね。そういうことで今の事業も進んでおるわけで、南衛焼却炉の解体のときにも説明をしておりますし、できるだけ富士見町住民と同じように話をしているわけですが、ここへ果てまたアンケートをとったら91.5%ですか、反対者があるということは、ちょっと私もお隣の議員として住民の懇談会に参加する中でお聞きしたこととは、ちょっと違ってあるなというような感じを持っておりますか、その辺についてもう1度お話をさせていただきますか。

□大武川 区長 これは1月26日の時点のアンケートの結果でございますから、そんなに最近意見を変えたという問題でもないと思うんですか、私としては。

とりあえず今の状態はそういう状態だということを理解していただければと思います。

小平委員長 それでは、中途でありますけれども、一応時間ですから打ち切りをさせていただきます、次にエンジェル委員。

エンジェル委員 きょうはありがとうございます。

今回の施設について、組合の方では今までの実績があると、30年間稼働した実績があり、今まで何の影響もなかったという説明を受けているんですが、私たちは、30年間何も、前の施設が建つときは何も御相談がなかったのでしょうかということと、もう一つは30年間施設が、焼却施設ですが稼働している今までの間に、皆さんに対する聞き取り調査ですとか健康調査ですとか、そういうことはあったんでしょうか。

□大武川区長 まず事前に説明があったかどうかは、ちょっと古いことでわからないんですが、焼却場の問題は寒天組合の方に説明があったという話は聞いておりますか、現存している人かいないので詳しい話かまだ聞けないんですか、それとあとなんだったっけ。

エンジェル委員 健康調査とか聞き取り調査。

□大武川区長 それは実施されておられません。

エンジェル委員 わかりました。

小平委員長 それでは、一応時間がまいりましたので、参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表し一言お礼を申し上げます。

大武川の区長さん、本日はお忙しい中、本委員会のために格別なる御協力を賜り、貴重な御意見を述べていただき厚くお礼を申し上げます。貴重な御意見を今後委員会の審査に十分生かしてまいりたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。

(参考人退席)

○小平委員長 それでは、ここで3時20分まで休憩し、再開後は、組合執行側の入場を許可

いたします。

午後 3時04分 休憩

---

午後 3時20分 開議

小平委員長 それでは、再開いたします。

組合側の方も御出席していただきましたので、まず組合長からごあいさつをお願いいたします。

柳平組合長 皆様、御苦労さまでございます。

雨が欲しかったわけですが、富士見の方ではかなり多くの雨が降られたということで、茅野におきましても昨夜大分雨が降りました。これで農作物もちょっと安心かな思っております。

きょうは第5回の委員会ということでございます。慎重審議よろしくをお願いいたします。

小平委員長 ありがとうございます。

宮坂事務局長より発言ございますか。

宮坂事務局長 組合からの出席について申し上げます。西沢センター所長でございますが、病のため本日出席できませんのでよろしくお願いいたします。

小平委員長 それでは、休憩前に施設の建設予定地の地元区及び近隣区の参考意見をお聞きしていただきました。

まず、参考人からお聞きした内容に関連し、組合からお聞きしたい点がありましたら、それに絞り質疑を受けていきたいというふうに思います。

質疑はございますか。

望月委員。

○望月委員 富士見にある最終処分場の南諏の処分場の件なんですけれども、地元区と借りる際に、覆土を定期的にするということで、灰の飛散を抑えるためにということでお借りしているということをちょっと聞いたんですね。けれども先日のこの議会の特別委員会の中で、覆土は一切していませんと、土は入っていないんですよというお話をされたんですが、その辺をちょっと先ほど地元区の方はそういうことを御存じですかとお話を伺ったところが、一切そういうことはこっちでは気にしていないのでわかりませんというお返事いただいたんですけれども、その辺は、覆土するという事は取り決めて地元の方たちとあらかじめしてあったのかどうかということが1点と。

それを覆土しなくなった時点で、住民にちゃんと説明をしなかったのはなぜかという、この2点をお聞きします。

小平委員長 伊東センター係長。

伊東清掃センター係長 南諏の最終処分場の管理は、当組合ではなくて南諏衛生施設組合が管理しております。ですので今の質問には当組合とすれば答える権利はございません。

小平委員長 望月委員。

望月委員 でも実際問題諏訪南の灰を主にそこに、諏訪南の事業でやっていることでそこに灰を入れているわけだから、そういった言いわけでは行政としてちょっと無責任過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小平委員長 伊東センター係長。

伊東清掃センター係長 それがいつの時点でそういうお話になっていたかということがまず第一にわかりません。当組合がそこに南の灰を埋め始めたのが平成11年からですので、その以前の事情についてははかり知れないところがあります。

望月委員 南諏の最終処分場を使わせてもらう時点で、そういうお話は一切せずに諏訪南ではただ、きょうから入れます、はいどうぞで灰をそちらに運んで入れているわけでしょうか。

小平委員長 伊東センター係長。

伊東清掃センター係長 そういうことになりますね。

小平委員長 望月委員。

望月委員 今のは確実にそういうことで、議事録に残りますが、それでよろしいですね。

伊東清掃センター係長 はい。

小平委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

菊池委員。

菊池委員 今の話だと、南諏衛生施設組合で最終処分場を管理している、答える権利はないと言われたんですか、ちょっと違う条件で、例えば茅野市の最終処分場を私たちが先日議会で見せていただきました。その前の日に議会事務局で茅野市の職員の方から案内していただいたとお聞きします。そのときに茅野市は笹原の人たちとお話をしてあそこを借りていますよと、茅野市が管理していると、しかし平成11年以後は諏訪南行政組合にお貸ししていますので、諏訪南行政事務組合が管理しているんですよ。南諏衛生センターの最終処分場にある現在のバックフォーですね、パワー何と言うんですか、穴をあける機械、いわゆるバックフォーです。これは南諏衛生センターのものですよね。南諏じゃない、諏訪南行政事務組合のものですよね。そうすると権利がないという、その無責任過ぎないですか、自分たちが実際にバックフォーまで入れて管理しているのに。その経過をきちっと出さないと、その権利がないなんていう問題じゃないと思うんですよ。

小平委員長 センター係長。

伊東清掃センター係長 茅野市の最終処分場、笹原の最終処分場ですけども、管理は茅野市です。組合ではございません。

その前日に原村の議会事務局の担当者が来られまして現地を案内したのは私です。そのときにそういう説明はしておりません。諏訪南の管理ではありません。あくまでも茅野市の管理です。よろしいですかね。

小平委員長 菊池委員。

- 菊池委員 南諏衛生施設組合の最終処分場にあるバックフォーは、ただ置いてあるんですか。
- 小平委員長 センター係長。
- 伊東清掃センター係長 あれは将来掘り起こしのための先行的な意味合いでバックフォーは諏訪南で購入いたしました。あれは場外搬出のために現在は使われていると。あとはほとんどの灰か南諏衛生施設組合の最終処分場の方に、これからは持ち込まれるという状況になっております。現在あそこにあるブルドーザーで転圧、整地をしていると。ですので、これから先はブルドーザーでは対応できないであろうということで、南諏さんかバックフォーを買うというのは、また二重投資になりますので、当組合の方で先行的にバックフォーは取得させていただきました。
- 小平委員 長菊池委員。
- 菊池委員 ちょっと諏訪南の行政事務組合と南諏の関係、あるいは茅野市の最終処分場の関係かわからないんですか、ではどういう取り決めであそこに埋めているのか、ちょっと資料出してください。茅野市なり南諏と当然取り決めがあるはずですよ、口約束でそんなことやらないですよ。権利がないとまで言い切るんですから、組合側は。どんな取り決めがあるんでしょう、ちょっと資料を出していただけませんか。委員長、お願いします。
- 小平委員長 センター係長。
- 伊東清掃センター係長 多分その当時.....
- 菊池委員 資料出してくださいと言ったんだ。
- 伊東清掃センター係長 あるかどうか私も確認できませんので、ありましたら提出させていただきます。
- 菊池委員 ありましたらってなんだい。
- 小平委員長 菊池委員。
- 菊池委員 答える権利はない、茅野市が管理していますということをお借りしているわけですね。どういう取り決めで持っていったかなければ、茅野市だって困るし南諏衛生センターだって、矢嶋組合長だって困るでしょう。取り決めもなく勝手に諏訪南に運んでいるわけじゃないでしょう。どうなんですか、副組合長、あるいは組合長、どういう取り決めになっているんですか。
- 小平委員長 事務局長。
- 菊池委員 組長たちに答えさせてよ、ちゃんと。責任者いるんだから。皆さんがそっちでちゃんと話しするのは構わないよ。
- 宮坂事務局長 前にお渡しした資料の中に経過がございますが、平成18年の10月以降の経過というのの中に、平成12年度でございますけれども、一番上の欄に、諏訪南組合長から南衛組合長に口頭で申し入れをしたということでございます。まず口頭で申し入れ、その後また文書で申し入れをしたというように記載がございますので、今ここにはございませんが探させてみます。
- 菊池委員 探させてみるじゃない。出すか出さないかだ。

小平委員長 資料あるんですか。

副組合長。

矢嶋副組合長 あれば出します。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 こういう文書というのは、保存義務年というのは、一体どうなるんですか、重要契約になると思うんですか。事業が終わるまでは、普通は保存しておくのが役所の、お役人の考え方なんですよね。だからあれば出しますなんていう、そんな無責任な言い方はないと思うんですか、組合長どうですか。

矢嶋副組合長 あれば出しますというのは、出しますということです。ただここに今南衛の担当がないということです。ですから、私が副組合長として申し上げられるのは、出すということについては責任を持って出します。ただ、ある、ないについて、今担当がここに諏訪南ですから、南衛の職員ここにいませんので、……

菊池委員 いや、出した方だって控えあるでしょう。

矢嶋副組合長 だからそれでいいでしょう。

南衛の職員がそのの保管をしているものがあれば出します。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 お役所というのは、起案して決裁を受けますから、当然出した方にもありますよね。諏訪南の組合長名で出してあるはずですから、こちらにあるはずなんですよ。組合に。

小平委員長 事務局長。

宮坂事務局長 ですから、この場では確認できませんので後日になりますけれども、確認をさせていただきます。

小平委員長 後日ということで。

そのほか、望月委員。

望月委員 蒸し返すようで余りよくないんですが、答える権利がないと、南諏の処分場に関しておっしゃられたんですけども、現状で諏訪南で今やろうとしている灰溶融炉は、その灰を溶融して減容しようということであり、今まで何度もあそこがもういっぱいになるからとか、あそこの灰は覆土をしてない云々という、いろんなことをずっとお答えになってきたいたわけですよね。まるっきりその都度自分たちのわからないことは答える資格がない、権利かないといって蹴られてしまっちは、私たちがここでこうして市民の代表としてこの場において、お話を聞いていい方向に持っていこうということで、私たちとしてはお話を伺っている状況なのに、そういう拒否されるような返事をされると、話のしようがなくなってしまうので、もう少し柔らかく、私、新人でまだよくわからないんですけども、しっかりとお答えいただければというお願いをさせていただきます。

小平委員長 お願いでよろしいですか。

望月委員 はい。

小平委員長 そのほか質疑ございますか。

菊池委員。

○菊池委員 これ組合長に聞いた方がいいと思うんですか、先ほど休戸の区長さんは、同意書について一切見せてはいけないなんて約束はしてないよと、そんな申し入れもしてないと言いました。それがあたかも休戸区からの申し入れがあるかのように話されるのは、非常に迷惑だという話しなんです。そうすると一番最初には申し入れ等ございましてという言い方ですよ。次になったらいろいろ進んでいったら、富士見町の全員協議会で言われたのをそう受けとめたという言い方ですよ。ですから、文書で申し入れられたということは一切ないと。ですから、休戸区から文書で同意書を開示してはいけないということについては、文書なり文字として申し入れられたという表現は、あなたは一切していないですよ。今までしてあれば大変なことですよ。

休戸区、あるいは花場区から同意について、文書を見せてはいけないという申し入れということか、あったのかなかったのかという中で、何回か行き来して、結局現在では一番最後ですか、富士見町の全員協議会で言われたことをそうに受けとめた。ですから、見せてはいけないよという休戸なり花場区からの、文書の申し入れということかあったという表現は、一切ないですね。もしそういう表現があったら、あなた政治責任とりますよねという話しなんです。議会へはそういうに言ってきているから。

○柳平組合長 文書での申し入れがあるから、開示できないということをおままで言っているかという……

菊池委員 そうです。そういう表現は一切ないですね。

小平委員長 組合長。

もし組合長あれでしたら、暫時休憩しますか。

○柳平組合長 そうだね、そうしてもらった方がいいですね。

小平委員長 それじゃ暫時休憩をいたしたいと思います。

午後 3時27分 休憩

---

午後 3時42分 開議

小平委員長 再開します。

組合長。

柳平組合長 文書での同意書を開示しないでくれという申し入れというのは、ありません。

そのことをそういう文書があるからということをおままで発言してないです。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 そうすると、先ほど休戸の区長さんは、言った覚えはないと言うんですよ、見せてはいけないなんて。議会も出してないですよ。いまだに。同意してない理由は、申し入れ等ございましてというんですよ。文書はないんでしょう。休戸の大橋区長さんは、そんなことを申し入れたこともないというんですよ。何で議会に出さないんですか。

柳平組合長 それは前組合長の判断であったらうというふうに思います。

その開示については、情報公開の請求もありますので、今そここのところに場が移っていますから、その判断を待って皆さんにお示ししたいというふうに思います。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 出した片方の方は、そんな話は一切してないと言っているんですよ。情報公開の方はそれはそれで解決してもらっても結構ですが、議会へ出せない理由もそこにあるといってきたんですよ。申し入れ等ございましてと言っているでしょう。議会へ出せない理由ですよ。そういう話は一言もしてないと言っているんですよ。それはどうなんですか。

小平委員長 事務局長。

宮坂事務局長 当時、私立ち会った者ではございませんが、所長から聞いた話でございますが、先ほど富士見町の全協のときの書類の訂正の話は、そのとおりだと思います。地元区の同意という言葉削除して説明書にしたということでございまして、その後花場、休戸区に地元説明会にお伺いしたときに、それでいいかという資料の確認をさせていただいた、そのときに口頭で公開はしないということで話をしたということをお聞きしております。ですから、言った、言わないになっちゃいますので、これは所長がそういう判断をしたということでございます。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 組合長もそういう判断でいいですね。こちらの側から判断したということですね。申し入れがあったんじゃないということですね。いいですね。

そうすると、今まで言ってきたこと、全部ひっくり返りますよ。

小平委員長 事務局長。

宮坂事務局長 申し入れをされたかということは、ちょっとたしかでございせんけれども、資料の訂正に基づいての話の中で、そういう判断をしたというように私は理解をしますけれども。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 判断したのは組合側ですよ、いふなれば。そうすると6月26日ですか、全員協議会のときに申し入れ等ございましてと言っているのは、うそだったということですよ。どうなんですか。ですから私は組合長さん政治責任とりますねと聞いたんですよ。

小平委員長 事務局長。

宮坂事務局長 その言葉のあやになってはいけませんが、そのやりとりの中で先方の意向がそういう、こっちから開示はしませんというように言ったのではないと思います。やりとりの中で向こうのそういう意向があるというように受けとめたことから、申し入れがあったというように御答弁した可能性はございます。

言った人というか、ちょっとその真意は私今余り申し上げるとあれですか。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 なぜこんなことを聞くかということ、きょうわざわざ休戸の区長さんに来ていただいて、私たちにも見せてもらってないですよ、その理由は、休戸区からお話があって開

示できないんだと、それは当時の全員協議会の記録を見ればわかりますよね、議長がわざわざ繰り返していますよね。こういうことですよと繰り返しているでしょう。

9ページにわざわざ言っていますよね。6月26日の、私たちの初めての議会の臨時会の全員協議会のときですね。その9ページにありますよね。

そうすると、今言ったことと休戸の区長さんが言ったこととは全然違うんですよ。私はこのときにも撤回という文書については出てきていますが、同意したというものがわからないんだから出してくれと言ったら、休戸区から開示しないでくれという申し入れがあると、でわざわざ議長が、中身については発表してもいいが、文書そのものは公開するなとこういう意味ですねという確認をとっているんですよ。当事者が言っていることが、これだけ食い違っていたら、一体我々は何を信じて判断をすればいいんですか、お願いします。小平委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

---

午後 3時54分 開議

小平委員長 再開します。

組合長。

柳平組合長 その時点で私がいなかったものですから、ちょっと答弁に手間取りましたけれども、きっと休戸、花場の区長さんからの申し出といいますか、その意向をこちらの組合として同意したという文書は、公開しないでくれというふうにおもんばかったんではないかなというふうに思います。こちらのある意味拡大解釈というか、気を回した取り組みであったかなというふうに今推測をいたします。

そういうことで、当事者の方がその同意の文書を公開しないでくれというか、公開することについて問題がないということであるならば、今情報公開の請求もございますけれども、そちらとの関連も含めまして組合として皆さんにお示しするというふうにもしていかなければいけないかなというふうにも考えます。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 ちょっと直接の西沢さんがいないものですから、それぞれが推測の域を出ない答弁ですよ。市長も今その時点で私がいなかったという話ですけども、答弁の時点ではいたわけですよ。話をしている時点では、議会での。でも議会には出されないのは、最大の理由とされたのは、地元区の申し入れだとされたんですよ。受けとめたというんじゃないですよ、申し入れ等ございましてですからね。

そうすると、今言った話と6月26日に言った話と違うということをお認めになるんですか。お願いします。

柳平組合長 違うというよりも、勘違いであったのかなというふうに解釈してほしいと思います。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 勘違いとかそういう問題じゃないでしょう。何回もこの問題やりとりしているんですよ、何回も。副組合長である矢嶋町長は、この間も休戸区の区長さんとお行き会いしたときも、別にそんないけないなんていうことは言ってないという話をされているわけですよ。にもかかわらず組合だけは、休戸区の話があったと一貫して言っていたんですよ。ですから、26日と現在では違うというふうに解釈して、勘違いとか何とかじゃなくて、見解が違うということですね。

矢崎組合長 そうですね、見解が違うということですね。基礎が違うということですね。

小平委員長 菊池委員。

菊池委員 基礎が違ったというから、それを相手の側の、休戸区の区長さんの側に理由を求めたんですよ、皆さんは。自分たちの側じゃなくて。相手側がこう言っているように思ったと言っているんですよ。相手側のせいにしたんですよ。その大変な問題でしょう。住民の側の問題として、そして西沢所長かそういうふうに答えたと、現実にね。

ですから、最初の段階の受けとめが違っていると今言われましたよね、だから勘違いだと。でも何回も何回もやりとりをしているんですよ、この問題は。1度として皆さん方は6月26日の全協で言ったことはおかしいよということは、今まで1度も言わなかった。きょう初めて勘違いだと言ったんですよ。ですから文書も一切ないと、申し入れされた文書も一切ないと、休戸区からも申し入れされたことではないというふうでいいですか。

小平委員長 組合長。

柳平組合長 公開しないでくれという文書はございません。申し入れられたというそのニュアンスですよ。組合とすれば口頭でのやりとりがあったようでございます。その中でそういうニュアンスを担当者は感じたということであったというふうに思います。

小平委員長 それでは、ちょっとここで皆さんにお諮りしますけれども、……

エンジェル委員 それに関連していいですか、関連なんで。

すみません、蒸し返すようで大変申しわけないんですが、開示請求をしている者として、その審査会の方に非開示の説明理由ですね、というのを組合長名で私はいただいております。その中に非公開をした決定理由として云々いろいろあるんですが、一般住民を対象とする説明会やその他の場で話さないことの申し入れがされており、当組合はその申し入れを了解しているものであるということと、さらに同意書はその文面からは読み取ることの困難な同意の意とするところの内容を有しており、この意とするところの説明文書が休戸区長から当組合に対して提出されており、当組合は当区長の説明を了解しているものであるという、こういう私はしっかりとした文書をいただいているんですが、このことについて私はどのように判断すればいいんでしょうか。

小平委員長 組合長。

柳平組合長 今の案件も、先ほど菊池委員にお答えした部分とダブってくる部分があるかと思えますけれども、基本的に組合とすれば地元区の意向を大切にしたいという中で取り扱いであったというふうに思います。

一連の流れの中で、地元が同意したということが、ひとり歩きしてもらっては困るという地元区の意向を酌んでの組合の取り扱いであったんだろうなというふうに思います。その時点でのエンジェル委員の開示請求には、そうお答えをしたというのがその文書であろうかなというふうに思います

小平委員長 エンジェル委員。

エンジェル委員 ただ説明文書もきちっと提出されているというふうに明確に書いてあるんですね、ここに。同意書はその文面から酌み取ることの困難な同意の意とすることの内容、そういうことを書いてある文書を提出されていると書いてあるんですね、しっかりと。ということは、今組合長は、先ほど休戸区長に確認したときも出していませんというお話しでしたし、今組合長がそういう文書はありませんということは、これはうそだということですか。

柳平組合長 うそだということではなくて、同意書を開示しないでくれという申し入れの文書はございません。ただ一連の流れの中でこういうふうに考えますという、休戸の区長さんからいただいたものはございます。

エンジェル委員 その文書はあるんですね。じゃぜひその文書を、やっぱり皆さんもなぜこんなことで、やっぱり出口論みたいところでこんなことをずっと時間をとるのは、私だちも嫌だと思えます。ただ説明がきちんと、私たちが納得できないんですね。本当にきちんとした説明文書、理由として出された文書の中でこう書かれているんですね。であるんだっただけひ出していただいて、私たちにきちんと説明していただきたい。それは先ほどの休戸の区長さんに問い合わせたときもそういうお返事でしたので、やはり休戸の区長さんを含めた方の住民の不安というか、払拭するためにもぜひお願いしたいと思いますが。

柳平組合長 この件に関しましては、再度区長さんと確認をさせていただきます。御了解いただきましたらお示しをするということになるかと思います。

小平委員長 望月委員。

望月委員 先ほど私が南諏の再処分場に諏訪南の灰を入れることを、口約束だけ、入れさせてください、はいいいですよ、どうぞという約束だけで事が進んでいるんですねということをお尋ねしたら、はい、そうですとお答えいただいて、それは確かですね。議事録に残りますよという念を押したにもかかわらず、ぼいと言われたんですけれども、そのすぐ後に今お話をしたように文書がありますと、申し入れをしていますという、文書を出しますというお話だったんですね。

柳平組合長 あればです。

望月委員 あればですよ。ここでは文書で申し入れてあるということ、ここに書いてあるわけですね、経過書に。

柳平組合長 あればということで、確かという意味ではなくて……

望月委員 ちょっと待ってください。あれば、ないわと、出すということを私は今言ってい

るのではなくて、口約束だけで事業を進めたんですねという方に、当事者が、係員が、正式の場で、議事録に残ってもいいということで、口約束だけで進めましたと言ったわけですよ。そのすぐ後にここに文書で申し入れてあると言っているわけですよ。公式の書類ですよ。ここに書いてあるわけですよ。どっちをじゃ信じればいいのかということですよ、私たちにしてみれば。もっと真剣に、私たちも本当に真剣に考えて、いい方向に持っていきたくからこれだけ話しているわけだから、真摯にもっと考えて真剣にちゃんとした答えをいただきたいんですよ。議事録に残ってもいいと言ってまで、そのすぐ後に違ったことが明らかになるという、これは明らかにこの場をすごく軽いものにしてしまう気がするんですよ。

○小平委員長 センター係長。

○伊東清掃センター係長 あの発言でありますか、諏訪南になったのは平成11年ですね。それ以前の経過につきましては、ちょっと私も担当じゃございませんでしたのでよくわかりません。ただ、最終処分場の目的とすれば、焼却灰不燃残渣等を埋め立てるのが目的ですよ。そうすると11年度以降は諏訪南清掃センターから出る灰を埋め立てる目的に、その最終処分場は使われるよというになりますね。その当時組合がごみ特会に移行した以前の文書の中では、これは南諏さんの灰ですよ、これは茅野市さんの灰ですよという、そういう約束は多分あったと思います。それは文書に残っていると思います。

○小平委員長 望月委員。

○望月委員 非常に答がころころ変わっていると私はとれるんです。さっきは確実に、私はだから念を押したんです。議事録に残りますよ、いいですねということ。それに対してその場ですぐにはいと答えたんですよ。それは余りにも軽率なお答えじゃないですか。その軽率なお答えをこういった場でしてしまうという当事者が、それではこの議会がまともな、本当にいい議論ができるのかということが、私はちょっと非常に心配でなりません。その辺ちょっと組合長、もう少ししっかりと進めるようにちょっとお願いします。

○小平委員長 組合長。

○柳平組合長 おっしゃること、最もだというふうに思います。決して軽んじているわけではないと私は思っていますけれども、結果としてそういうふうになるということは、非常に残念なことになりますし、やはり前向きなきちんとした議論をしていく上でも、先ほどの情報公開もそうですけれども、やはりできるだけの説明責任をして、またきちんとお答えをして議論を深めていきたい。これからまた重々注意をしますのでよろしくお願いします。

○望月委員 よろしくをお願いします。

○小平委員長 皆さんにお諮りします。

ここで、この質疑を一応打ち切りまして、継続に持っていきたいと思うんですがよろしいですかね。次回にという形で。

きょうセンター長も病気で欠席だというようなことと、それから先ほど菊池委員の方から言われた資料というような件もありますので、継続という形でいきたいと委員長判断し

ますけれども、皆さん御意見ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小平委員長 一応それでは異議ないということによろしいですか。継続ということで。はい。

それでは、以上をもちまして本日の諏訪南清掃センター及び諏訪南灰溶融施設に関する特別委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5時 8分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年8月22日

諏訪南行政事務組合特別委員会委員長 小平吉保